

必ず
読んでね

老人医療証のお知らせ

困障がい福祉室

(TEL6170・4816 FAX6385・1031)

■老人医療証の更新

▶**対象**65歳以上で障がいのある人など。

7月までの老人医療証を持っていて8月以降も対象となる人には、7月下旬に新しい医療証を送ります。1医療機関での自己負担の上限は、1回500円、月3000円です。月3000円を超えた場合は自動償還制度あり(口座登録が必要)。府外診療は窓口での申請が必要。

老人医療証は令和3年3月31日(水)をもって廃止になります。

■老人医療証から重度障がい者医療への移行

対象者は申請すれば重度障がい者医療へ移行できます。

▶**対象**身体障がい者手帳1級・2級の人。知的障がい重度(A)の人。知的障がい中度(B1)で身体障がい者手帳を持つ人。精神障がい者保健福祉手帳1級の人。特定医療費受給者証を所持し、障がい基礎年金1級か特別児童扶養手当1級相当の人。

所得基準額 本人所得が462万1000円以下(扶養なし)。本人所得は雑損・医療費・社会保険料などの控除後の額。

市は7月末までのイベントなどを原則、中止・延期しています。今月号に掲載している情報は今後の状況により、内容が変更になる場合があります。

7月から受け付け開始 国民年金保険料の 免除・納付猶予申請

困吹田年金事務所 (TEL6821・2401) か
国民年金課 (TEL6384・1209 FAX6368・7346)

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが難しい場合、保険料の免除、納付猶予の制度があります。本人、配偶者、世帯主が対象の所得審査あり。

7月～来年6月分の申請は7月1日(水)から受け付けます。

▶**申し込み** マイナンバーカードか年金手帳、印鑑を持って同事務所か同課へ。失業の場合は、雇用保険受給資格者証や離職票なども必要。代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものが必要。

免除・猶予による年金の減額は追納で防げます

免除や納付が猶予されると、将来受け取る年金が減額されます。金額を元に戻すには、10年以内に免除・猶予期間分の保険料を納めてください。免除や納付猶予になった期間から3年度目以降に支払う場合は、加算金が上乘せされます。

7月は納期です 固定資産税・都市計画税

困納税課

(TEL6384・1283 FAX6368・7344)

7月は第2期分の納期です。納税は便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

マイナンバー窓口の閉鎖

困市マイナンバーコールセンター

(TEL6318・7775 FAX6368・7346)

7月25日(出)は、マイナンバーカードの関連業務とコールセンター業務は行いません。

子ども医療証の更新

困子育て給付課

(TEL6384・1470 FAX6368・7349)

子ども医療証の有効期限が6月30日(火)までの人には7月から有効の同証を6月末に発送しました。7月になっても届いていない人は同課へ連絡してください。

今年から、同証の有効期限が18歳の年度末になっています。なお、来年以降、同証の年度更新はありません。

国民健康保険のお知らせ

☎国民健康保険課資格・賦課担当(☎6384・1241☎6368・7347)

▶対象 75歳以上か、後期高齢者医療障がい認定を受けた65歳以上の人 -----

■保険料額決定通知書を送付

令和2年度の保険料額を記載した決定通知書を、7月16日(木)から送ります。保険料は被保険者全員が等しく負担する均等割(5万4111円)と所得に応じて負担する所得割(料率10.52%)の合計で算定します。年間保険料の限度額は64万円。所得の減少など基準を満たしていれば保険料を減額できる場合があります。

■後期高齢者医療被保険者証(緑色)を送付

8月から医療機関で使用できる後期高齢者医療被保険者証(緑色)を、7月8日(水)から送ります。

一部負担金の割合

令和2年度の住民税課税標準額が145万円未満の人は1割負担。145万円以上の人と同世帯の人は3割負担です。ただし、令和元年中の収入が383万円未満の単身世帯か、被保険者と70歳以上の人を含む2

人以上の世帯で520万円未満の場合は、申請すれば1割負担になります。

■保険料の納め方

年金から天引きする 特別徴収

▶対象 年金受給額が年額18万円以上の人。

仮徴収として4月・6月・8月に天引きし、年間の保険料額決定後、残額を10月・12月・2月に天引きします。年金受給額が年額18万円以上でも、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えるなどの理由により、普通徴収になることがあります。

口座振替や納付書などで納める 普通徴収

▶対象 特別徴収以外の人。

7月から翌年3月までの9期割で納めます。

▶対象 70～74歳の国民健康保険加入者 -----

■高齢受給者証(緑色)を送付

8月から医療機関で使用できる国民健康保険高齢受給者証(緑色)を7月下旬に送ります。

一部負担金の割合

令和2年度の住民税課税標準額が145万円以上の人と同世帯の人は3割負担。145万円未満の人は2割負担です。

負担軽減措置

受給者証の記載が3割負担の人で、令和元年中の収入が383万円未満の単身世帯か、被保険者と75歳以上の人を合わせて2人以上の世帯で合計収入が520万円未満の場合は、2割負担になります。申請が必要。

後期高齢者医療保険・国民健康保険 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

☎国民健康保険課給付担当(☎6384・1337☎6368・7347)

令和元年度の限度額適用認定証を交付されており、令和2年度も現役並み所得区分ⅠかⅡに該当する人と、令和元年度の限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されており、令和2年度も非課税世帯に該当する人には7月22日(水)以降に更新分を発送します。保険料の滞納がある場合などは交付できないことがあります。

国民健康保険料 土日・夜間窓口相談

☎国民健康保険課収納担当(☎6384・1240☎6368・7347)

土日相談 7月4日(土)、5日(日)、8月1日(土)、2日(日)、9月5日(土)、6日(日)。午前10時～午後4時。

夜間相談 7月30日(木)、8月27日(木)、9月24日(木)。午後8時まで。